

岐阜県配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等並びに困難な問題を
抱える女性への支援のための基本計画

2024年3月

岐 阜 県

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本理念	2
第2章	岐阜県におけるDV及び女性支援に関する現状	
1	女性に関する相談の状況	3
2	配偶者等からの暴力被害の状況	4
3	性犯罪・性暴力の状況	6
4	一時保護の状況	7
5	県民意識	9
第3章	計画の内容	
	計画の体系	16
	施策の柱Ⅰ 暴力を許さない社会づくり	
	① 暴力を許さない県民意識の醸成	18
	② 若年者に向けた予防啓発・教育の推進	20
	③ 加害者対策の推進	21
	施策の柱Ⅱ 安心して相談できる体制づくり	
	① 相談体制の整備と強化	22
	② 相談支援員の資質向上と二次被害の防止	25
	施策の柱Ⅲ 安全・安心が保障される保護	
	① 通報への迅速・的確な対応	27
	② 安全・安心の確保と保護体制の充実	28
	施策の柱Ⅳ 実効性のある自立支援	
	① 生活再建に向けた支援	31
	② 子どもの安全・安心を確保する支援	34
	施策の柱Ⅴ 関係機関と連携した支援体制づくり	
	① 関係機関相互の連携促進	36
	② 市町村における支援の充実	38
	③ 良質な支援につなげるための苦情処理体制整備	39
第4章	計画の推進体制と役割分担	
1	推進体制	41
2	役割分担	41
第5章	基本目標	42

参考資料

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	44
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	65

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者(注)からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVの被害者の多くは女性です。女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。こうした背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があります。

2002年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年4月13日法律第31号。以下「DV防止法」という。)が全面施行され、国及び地方公共団体にはDVを防止し、被害者の保護を図る責務があることが法律で明示されました。

2004年5月、DV防止法が改正され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下「DV防止基本方針」という)に則して都道府県基本計画の策定が求められました。

本県では、これを受け、DV防止法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(以下「DV防止基本計画」という。)を策定し、DV被害者の実態に即した施策を全県的に実施してきました。

加えて、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、2022年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)(以下「困難女性支援法」という。)が成立しました。

2023年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(令和5年3月29日厚生労働省告示第111号)(以下「困難女性支援基本方針」という。)が公示されました。

この計画は、現行のDV防止基本計画(第4次)の計画期間が2023年度末をもって終了するにあたり、より一層、総合的かつ効果的な施策を推進するため、新たなDV防止基本計画(第5次)として策定するとともに、困難女性支援法や困難女性支援基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指して策定します。

注) この計画において、「配偶者」とは、DV防止法の定義と同様に、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

なお、この計画では、「配偶者からの暴力」には、恋人など親密な関係にある交際相手からの暴力も対象として考えています。

注) この計画において、「支援対象者」とは、DV防止法及び困難女性支援法で支援の対象となる者とし、「被害者」とは、DV又は性暴力被害者とします。

2 計画の位置づけ

- (1) DV防止法第2条の3及び困難女性支援法第8条第1項の規定に基づく計画とします。
- (2) 「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」に掲げる「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」及び「困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」を図る取り組みとして位置づけます。
- (3) 国が策定した「DV防止基本方針」及び「困難女性支援基本方針」を指針とします。

3 計画の期間

この基本計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年間とします。

ただし、「DV防止基本方針」又は「困難女性支援基本方針」が見直され、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

4 計画の基本理念

DV防止法、困難女性支援法、その他関係法令等の基本的考え方に基づき、次のとおりとします。

- (1) 配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- (2) 女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げになっていること。
- (3) 被害者は自らの意思に基づき、安全に安心して自分らしく生きる権利を持つこと。
- (4) 子どもの目の前で配偶者間の暴力が行われることは、子どもの健全な心身の発達の妨げとなり、子どももまた被害者であること。
- (5) 暴力を許さない社会づくりを目指し、暴力を防止し被害者を支援することは、行政の責務であること。
- (6) 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすること。
- (7) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施される必要があること。
- (8) 施策を進めるにあたっては、県、市町村等の関係機関、民間団体等が相互に連携し、協働することが不可欠であること。

第2章 岐阜県におけるDV及び女性支援に関する現状

1 女性に関する相談の状況

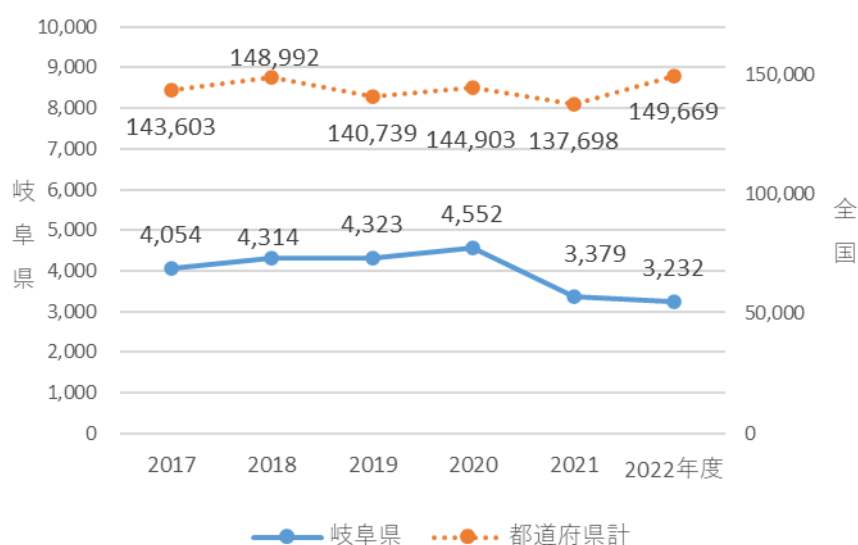
夫婦や家族の問題、配偶者等からの暴力など、女性から幅広い相談を受け、関係機関と連携して支援を行っている婦人相談所(女性相談センター)※1の相談件数を通して女性に関する相談状況をみると、全国的には、減少傾向であり、県女性相談センターの2022年度の相談件数は3,232件で、近年では2020年度が最も多く、その後減少しています。

※1 この計画において、これまでの取り組みについて記載するときは、「女性相談センター」とし、今後の取り組みについて記載するときは、令和6年4月1日から施行される困難女性支援法第9条に規定されている「女性相談支援センター」とします。

年齢別では、「40歳代」が最も多く、次いで「30歳代」「50歳代」となっています。「18歳未満」「18歳以上20歳未満」からの相談が少ない状況となっています。

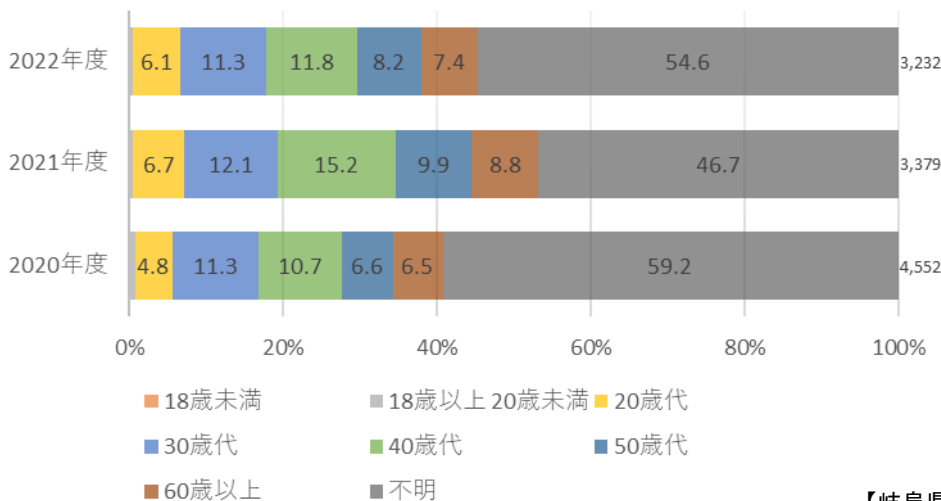
主訴別では、職場内や友人との人間関係等につまわる「人間関係・その他」が最も多く、次いで「夫等の暴力」となっています。

図表1-1 婦人相談所(女性相談センター)における相談件数
(件)



【厚生労働省福祉行政報告例及び岐阜県調べ】

図表 1-2 女性相談センターにおける年齢別の相談割合



【岐阜県調べ】

図表 1-3 女性相談センターにおける主訴別の相談件数

(件)

内容別	人間関係										経済関係			医療関係			住宅問題・帰宅先なし	売春・売春強要	人身取引	不純異性交遊・暴力団	計			
	夫等の暴力※	離婚問題	子どもからの暴力	親の暴力	その他親族の暴力	交際相手からの暴力	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	その他	生活困窮	求職	その他	病気	精神的問題	その他								
2020年度	3,702	1,260	105	30	116	19	42	41	60	9	2,020	95	20	22	53	735	46	634	55	20	0	0	0	4,552
2021年度	2,857	1,302	67	33	146	29	53	57	26	16	1,128	65	13	22	30	439	38	373	28	18	0	0	0	3,379
2022年度	2,656	1,144	75	32	114	22	61	27	14	12	1,155	50	10	5	35	503	39	399	65	22	0	0	1	3,232
	82.2%	35.4%	2.3%	1.0%	3.5%	0.7%	1.9%	0.8%	0.4%	0.4%	35.7%	1.5%	0.3%	0.2%	1.1%	15.6%	1.2%	12.3%	2.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	

※「夫等の暴力」として受付した件数には、本人以外からの相談件数を含む

【岐阜県調べ】

2 配偶者等からの暴力被害の状況

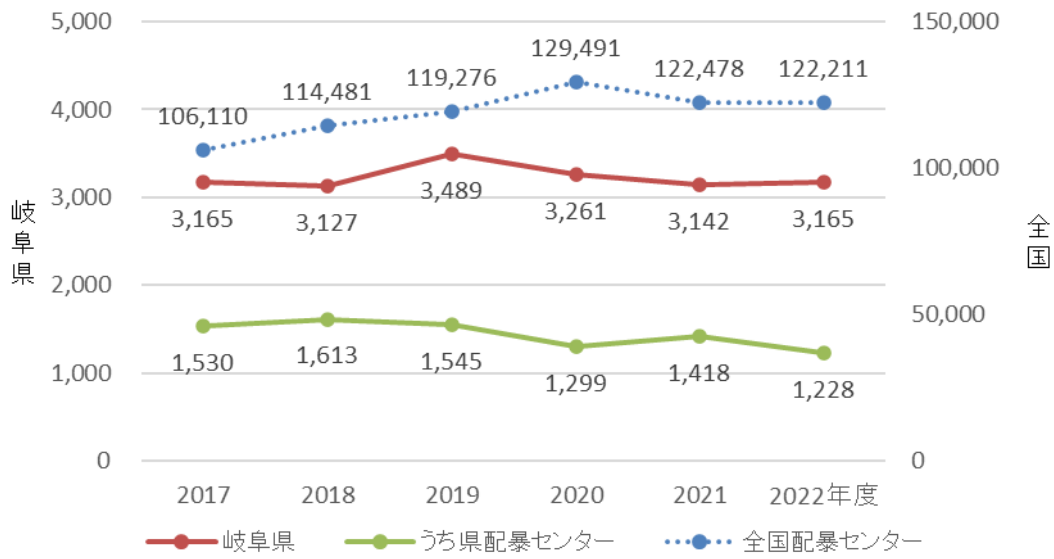
(1) 相談件数

岐阜県では、女性相談センター及び各県事務所等、県内9か所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、配偶者等からの暴力被害に対する相談対応を行っています。

2022年度における県の各配偶者暴力相談支援センターや、市町村を合わせた県内相談機関への配偶者暴力相談件数は3,165件で、横ばいとなっています。そのうち、県の各配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は1,228件でした。

全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、近年横ばい傾向にあります。

図表 1-4 県内相談機関におけるDV相談件数

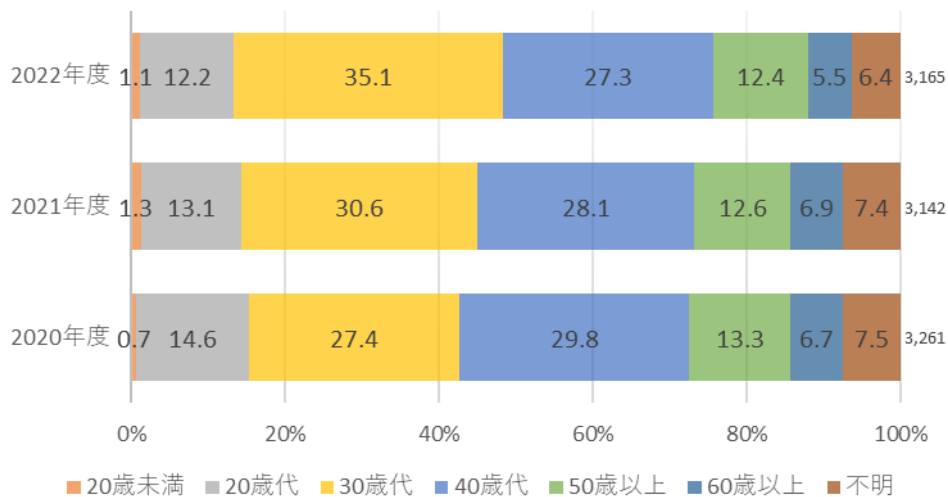


※DV被害者本人からの相談のみを計上

【内閣府男女共同参画局及び岐阜県調べ】

県内相談機関への相談件数 3,165 件について、年齢別では、「30 歳代」が最も多く、次いで「40 歳代」となっています。

図表 1-5 県内相談機関における年齢別のDV相談割合

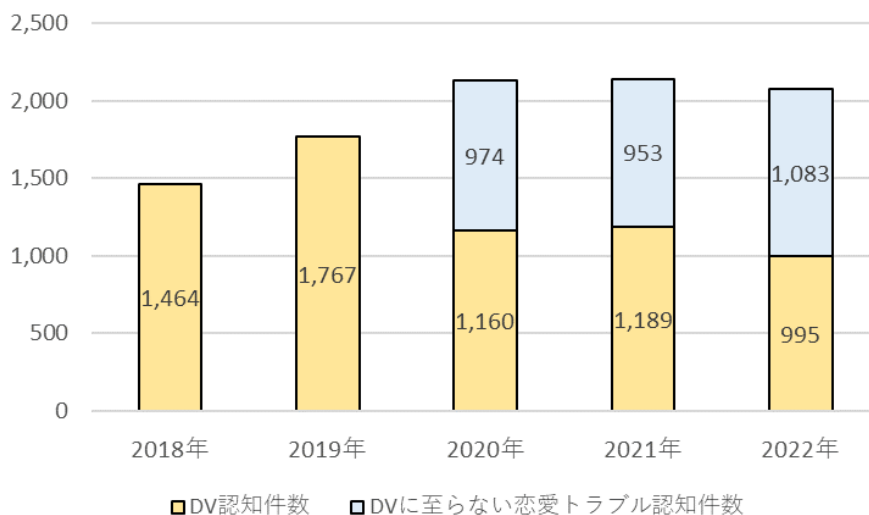


【岐阜県調べ】

(2) 警察での認知件数

警察でのDVの認知件数及びDVに至らない恋愛トラブル認知件数の合計(※)は、2,078件で、近年横ばい傾向にあります。

図表 1-6 認知件数 (件)



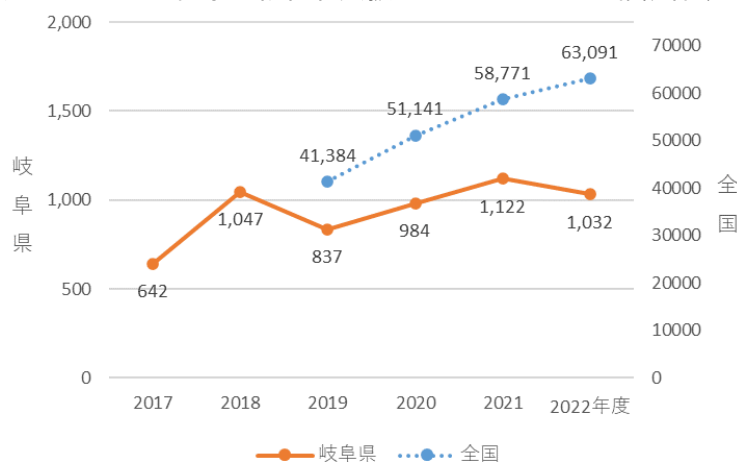
※2020年以降、「DV認知件数」に加え、「DVに至らない恋愛トラブルの認知件数」を計上
【岐阜県警察本部「ぎふの安全～令和4年のあゆみ」】(2023年3月)

3 性犯罪・性暴力の状況

(1) 相談件数

岐阜県では、2015年10月から「ぎふ性暴力被害者支援センター」を開設し、24時間365日体制により性暴力被害者への支援を行っています。全国的には、相談件数は増加傾向にあり、本県でも2022年度のぎふ性暴力被害者支援センターへの相談件数は1,032件で、増加傾向にあります。

図表 1-7 ぎふ性暴力被害者支援センターにおける相談件数 (件)



※全国数値の公表は2019～2022年度のみ 【内閣府男女共同参画局及び岐阜県調べ】

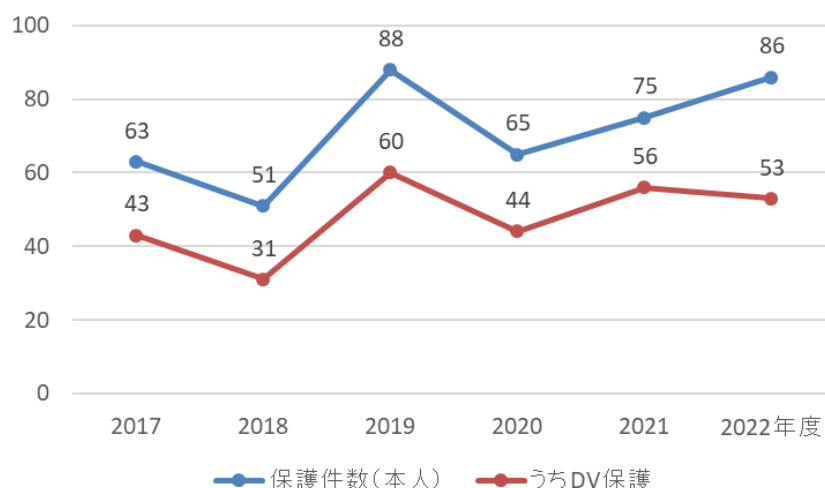
4 一時保護の状況

(1) 一時保護件数

岐阜県では、DV防止法第3条第3項第3号及び売春防止法第34条第3項第3号に基づき、緊急に保護が必要な女性等について、一時保護を行っています。

女性相談センターによる2022年度の一時保護件数は86件でした。うちDV被害者の一時保護は53件で、一時保護件数の6割程度を占めています。

図表1-8 女性相談センターによる一時保護件数



【岐阜県調べ】

一時保護において、DV事案での保護件数と同伴児者の数を見てみると、被害者が複数人の同伴児者を連れて保護されているケースがあることが推定されます。

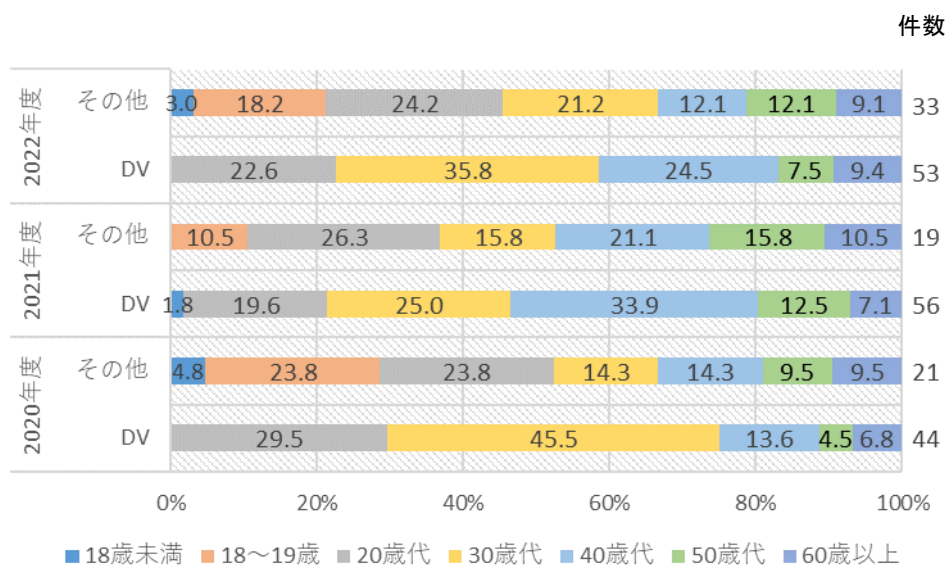
図表1-9 女性相談センターによる一時保護件数及び同伴児者数 (件)

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
一時保護件数	63	51	88	65	75	86
うちDV	43	31	60	44	56	53
同伴児者数	53	60	86	61	67	77
うちDV	41	45	75	51	61	61

【岐阜県調べ】

年齢別では、「30歳代」が最も多く、次いで「20歳代」となっています。DVでの一時保護は、「30歳代」が最も多く、次いで「40歳代」「20歳代」となっています。その他の理由での一時保護は、「20歳代」が最も多く、次いで「30歳代」「18～19歳」となっています。

図表 1 - 1 0 女性相談センターによる一時保護件数（年齢別構成割合）



【岐阜県調べ】

2022年度の一時保護所退所後の行先は、「帰宅」が最も多く、次いで「母子生活支援施設」の順になっています。

図表 1 - 1 1 一時保護所退所後の状況（2022年度）

退所先		計		うち DV		うち その他	
		人	%	人	%	人	%
施設	婦人保護施設	8	9.8	1	1.9	7	23.3
	母子生活支援施設	11	13.4	7	13.5	4	13.3
	その他の社会福祉施設	3	3.7	1	1.9	2	6.7
その他	民間団体	0	0	0	0	0	0
	自立	10	12.2	6	11.5	4	13.3
	帰宅	19	23.2	14	26.9	5	16.7
	帰郷（実家等）	8	9.8	6	11.5	2	6.7
	知人宅	10	12.2	10	19.2	0	0
	病院へ移送	2	2.4	0	0	2	6.7
	その他	11	13.4	7	13.5	4	13.3
計		82		52		30	

【岐阜県調べ】

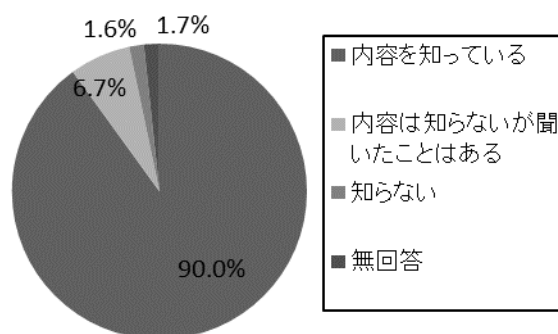
5 県民意識

(1) 認知度

本県では、男女共同参画や女性に対する暴力についての県民の意識や実態を把握するため、2022年に「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施しました。

用語等の認知度を聞いたところ、「ドメスティック・バイオレンス」という言葉の内容を知っていると回答した人の割合は90.0%でした。

図表2-1 ドメスティック・バイオレンスの認知度

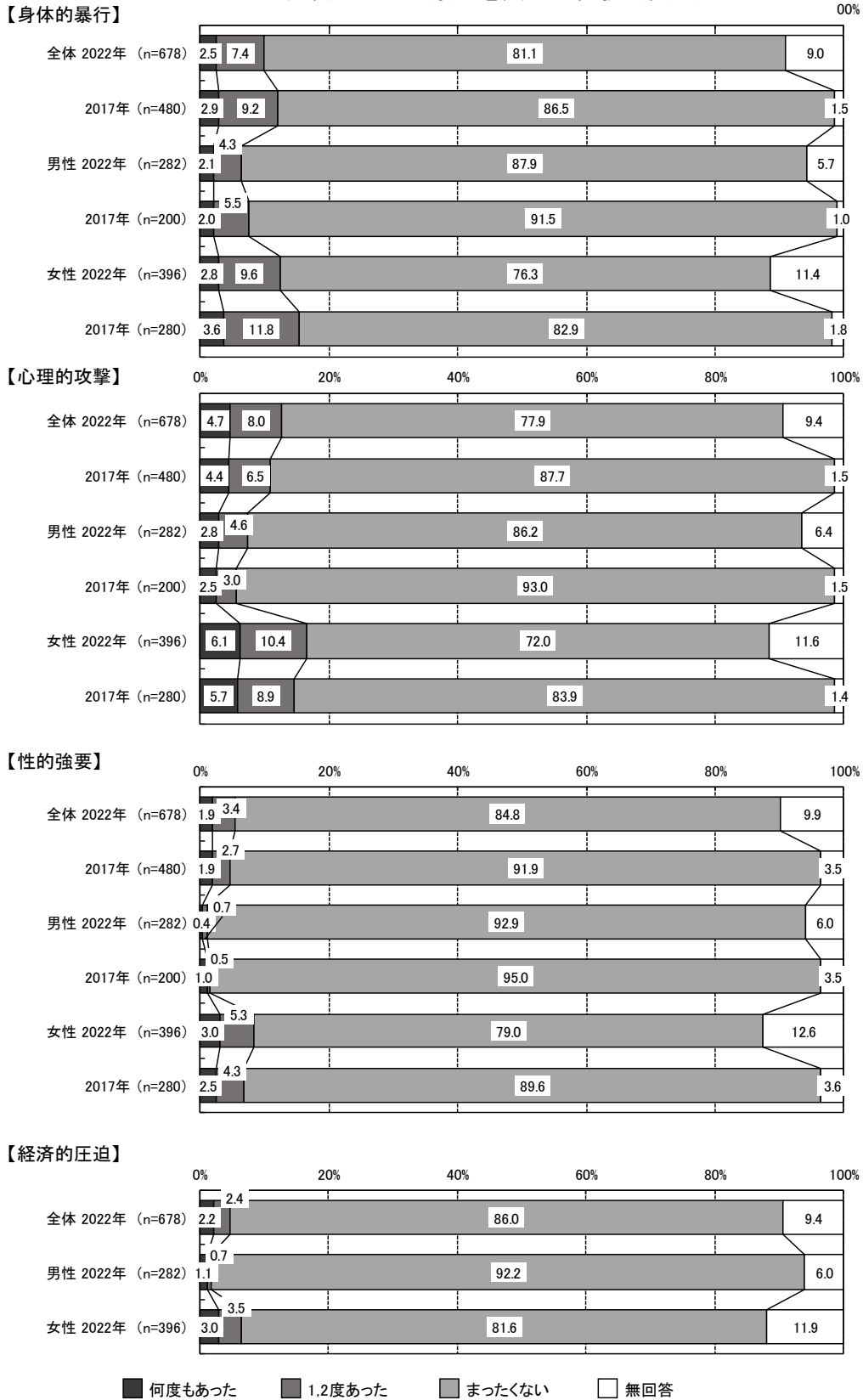


【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

(2) 被害経験

DVの経験について聞いたところ、被害経験が「まったくない」とする人の割合では、2017年調査と比較して、減少しています。また、被害経験が「何度もあった」「1、2度あった」とする人の割合では、2017年調査と比較して、「心理的攻撃」が性別にかかわらず増加しています。

図表2-2 暴力を受けた経験（性別）



※経済的圧迫は、2022年追加項目のため、前回との比較なし

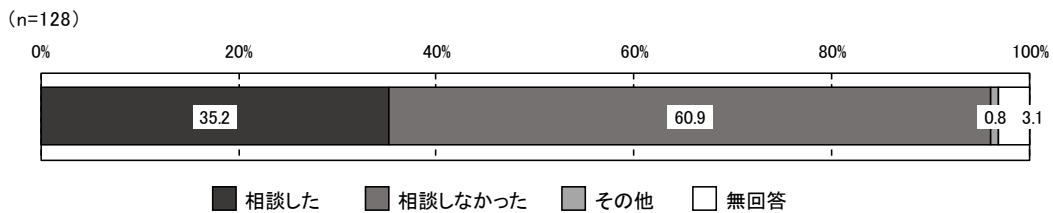
【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

(3) 相談の有無と相談しなかった理由

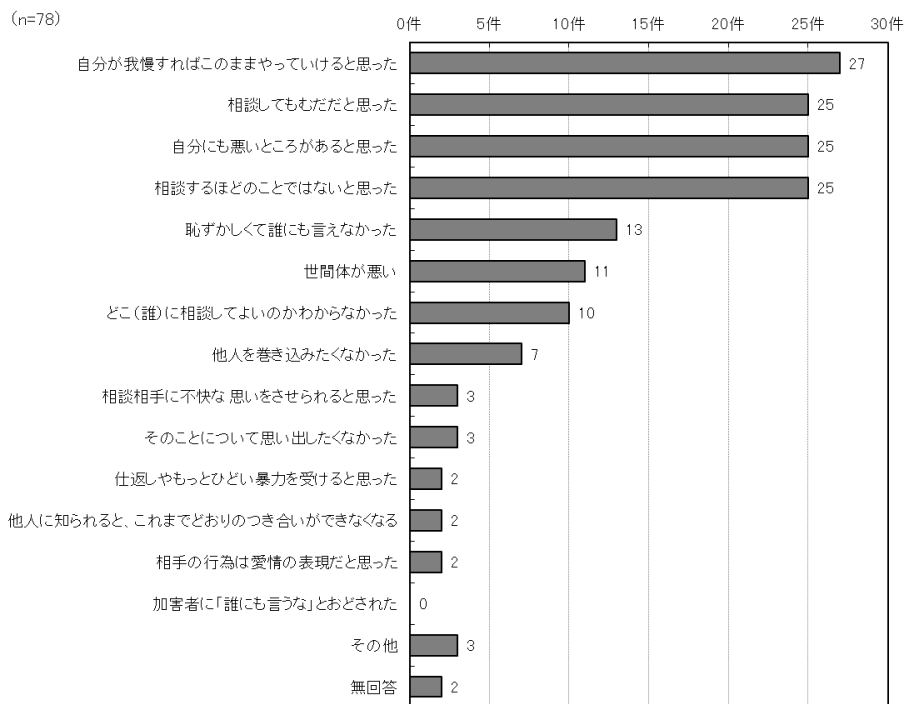
過去5年以内に配偶者から何らかの暴力を受けたことがあった人のうち、「相談した」のは35.2%、「相談しなかった」のは60.9%でした。

相談しなかった理由として、「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」、「相談してもむだだと思った」、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」と回答した人が多く、この傾向は2017年調査と同じです。

図表 2-3 配偶者から暴力を受けたときに誰かに相談したか



図表 2-4 相談しなかった理由

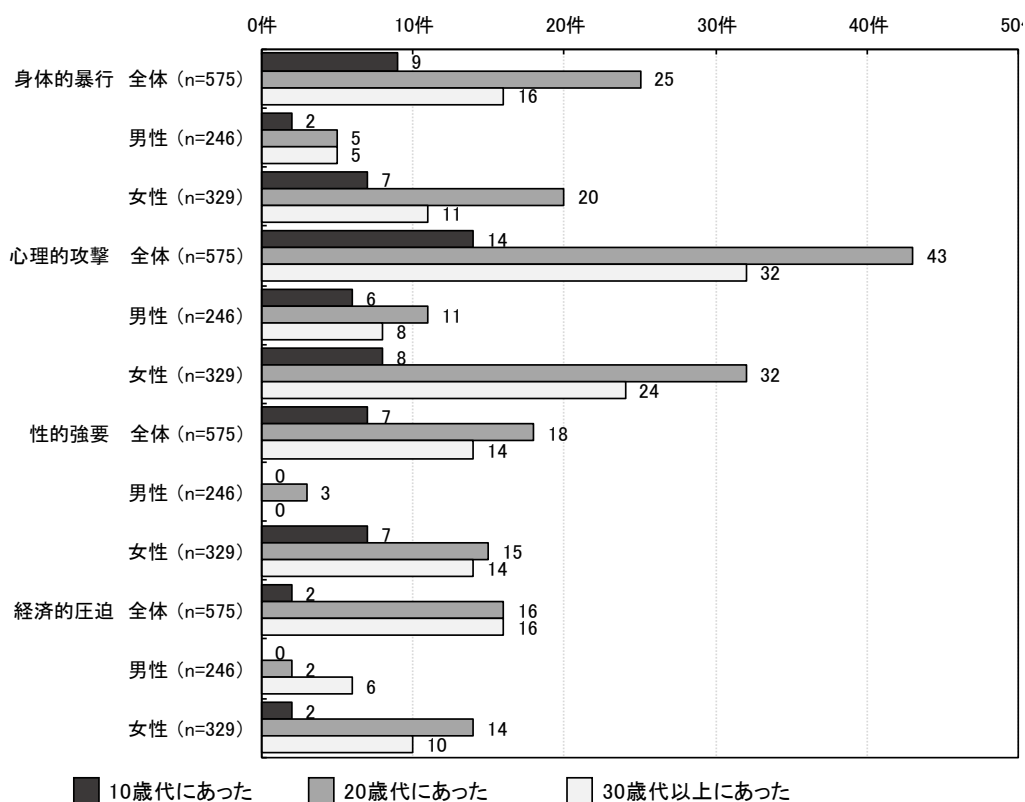


【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

(4) 交際相手からの暴力

交際相手からの暴力を受けた経験について、「20歳代にあった」とする女性の割合が高くなっています。

図表 2 - 5 交際相手から暴力を受けた経験

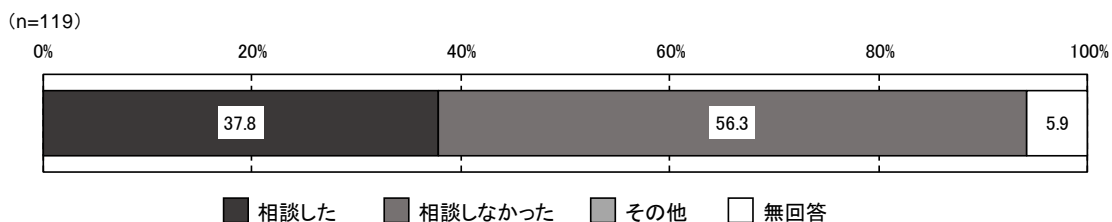


【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

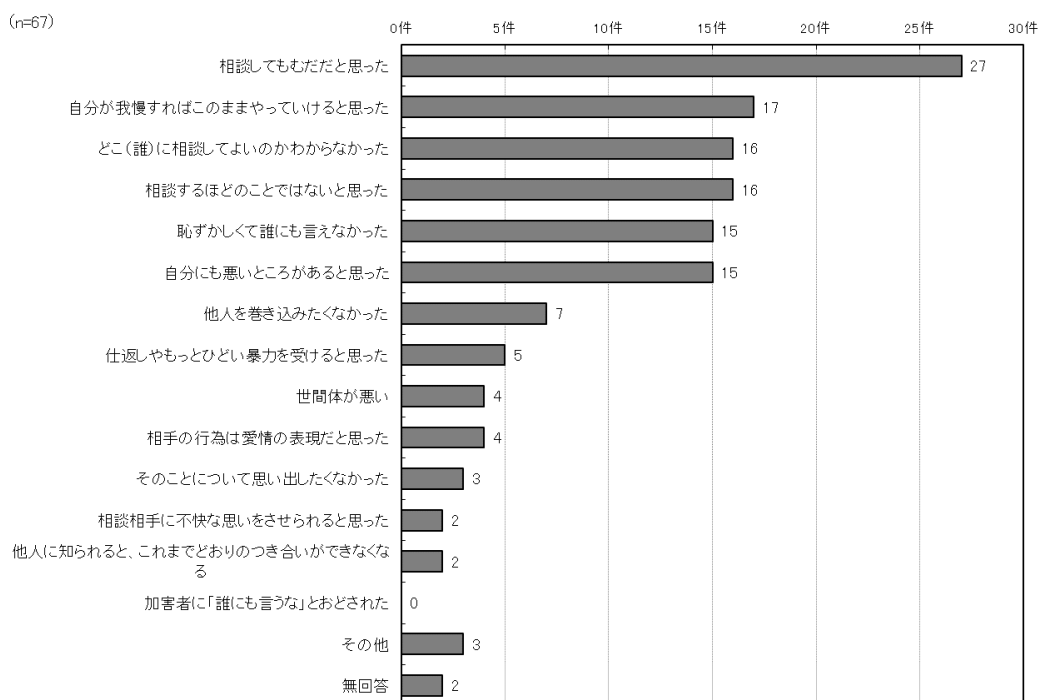
配偶者となった相手以外の交際相手から暴力を受けたことがあったと回答した人のうち、交際相手から暴力を受けたときに「相談した」のは37.8%、「相談しなかった」のは56.3%でした。

相談しなかった理由として、「相談してもむだだと思った」、「自分が我慢すればこのままやっ
ていけると思った」、「相談するほどのことではないと思った」、といった回答が多くなっており、
配偶者間の暴力と同様の傾向となっています。

図表 2 - 6 交際相手から暴力を受けたときに誰かに相談したか



図表 2-7 交際相手から暴力を受けたときに相談しなかった理由



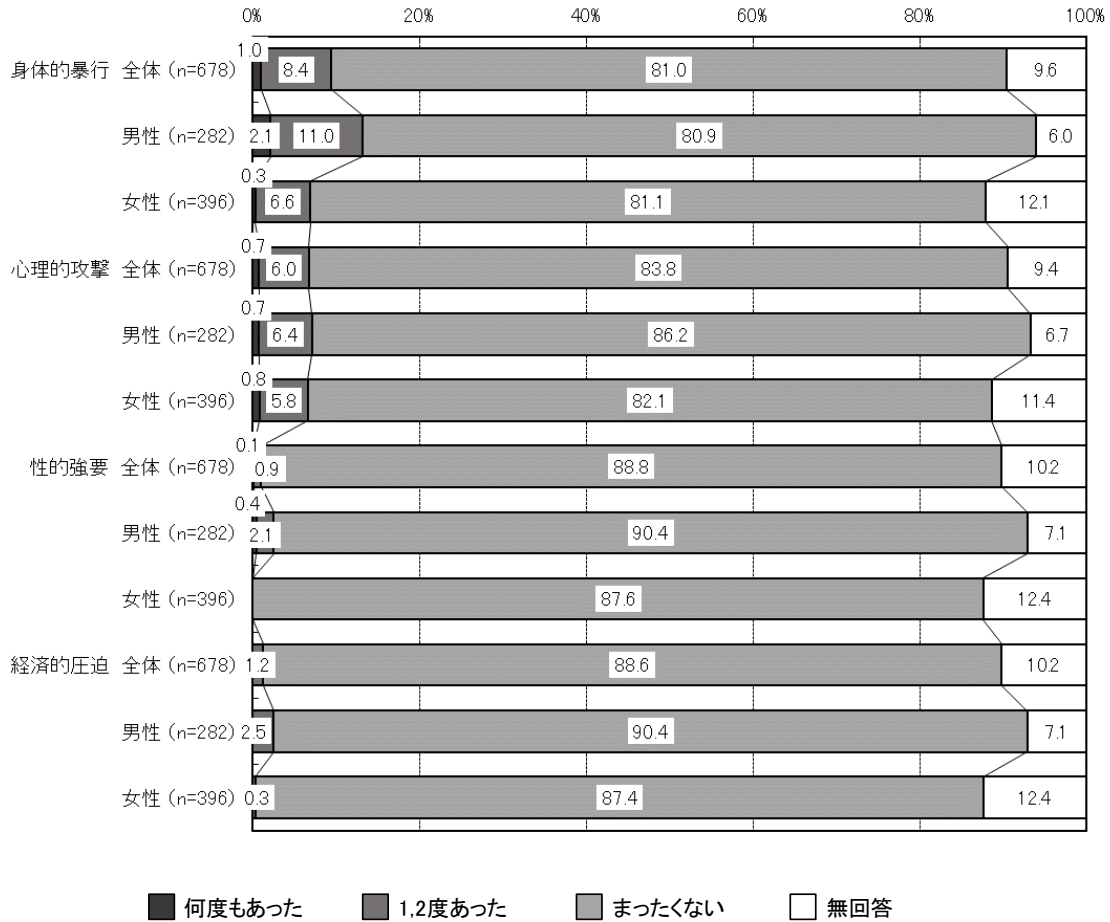
【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

(5) 配偶者への暴力

配偶者への暴力経験について、「何度もあった」、「1、2度あった」とする人は、身体的暴力では9.4%、心理的攻撃では6.7%、性的強要では1.0%、経済的圧迫は1.2%でした。

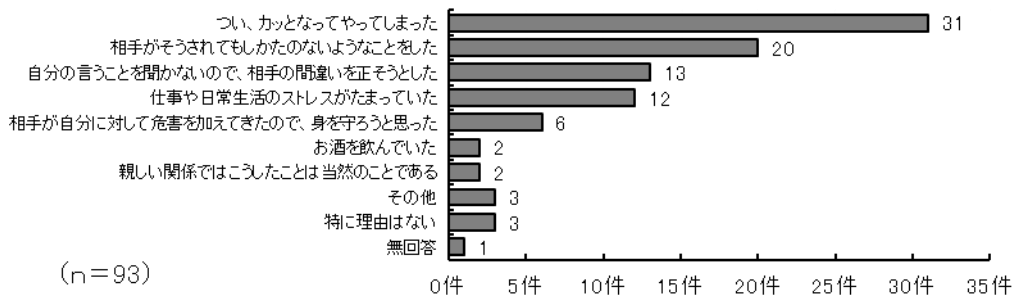
その理由としては、「つい、カッとなってやってしまった」が31件で最も多く、次いで「相手がそうされてもしかたのないようなことをした」、「自分の言うことを聞かないので、相手の間違いを正そうとした」という回答となっています。

図表 2 - 8 配偶者への暴力経験



【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

図表 2 - 9 配偶者への暴力の理由



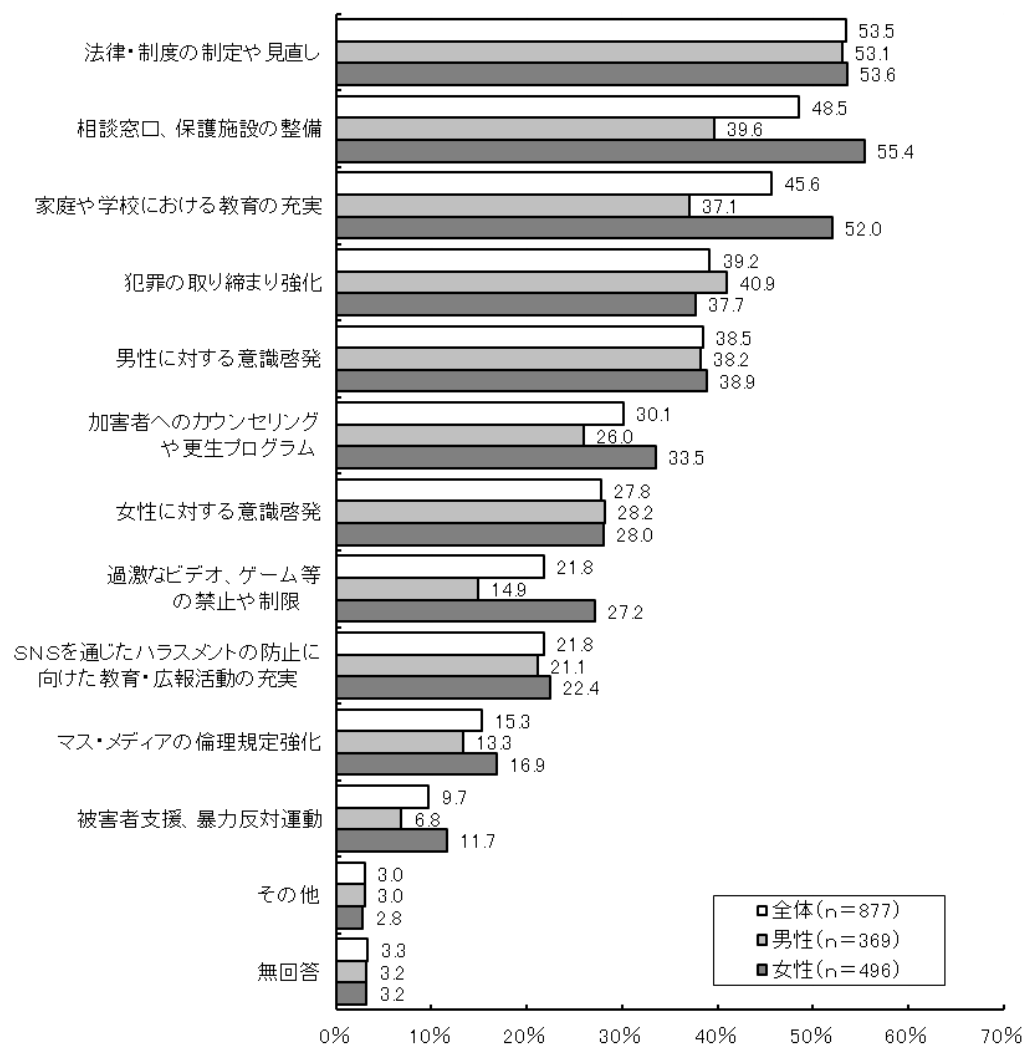
【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

(6) 男女間の暴力をなくすために必要なこと

男女間での暴力等をなくすために必要なこととして、「法律・制度の制定や見直し」が最も高く、次いで、「相談窓口、保護施設の整備」、「家庭や学校における教育の充実」の割合が高くなっています。県内には、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談窓口があり、また法律や制度なども必要に応じて改正が行われているにもかかわらず、こうした回答が多いのは、それらの広報啓発が十分ではないことが要因の一つだと考えられます。

また、「男性に対する意識啓発」が 38.5%と高い割合となっています。男女別にみると、男性が 38.2%、女性が 38.9%となっており、男女ともに男性の理解不足を感じていることがうかがえます。

図表 2-10 DVやセクハラをなくすために必要なこと



【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

第3章 計画の内容

【 計画の体系 】



施策の柱	施策の方向	主な取組
I 暴力を許さない社会づくり		
	①暴力を許さない県民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ■ DV防止等に向けた広報啓発の推進 ■ 家庭・地域・職場等における広報啓発の推進
	②若年者に向けた予防啓発・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若年者向け広報啓発の推進 ■ 教育関係者への周知 ■ 人権教育の推進
	③加害者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加害者を生まないための広報啓発の推進 ■ 加害者更生のための情報収集
II 安心して相談できる体制づくり		
	①相談体制の整備と強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談窓口の周知 ■ 気軽に相談できる体制整備 ■ 男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等からの相談対応 ■ 県における相談体制の強化 ■ 市町村における相談体制の整備 ■ 民間団体を含む関係機関との連携 ■ 相談に至る仕組みづくり(アウトリーチ等)
	②相談支援員の資質向上と二次被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関担当者の資質向上 ■ 二次被害防止のための研修の実施
III 安全・安心が保障される保護		
	①通報への迅速・的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 警察を含む関係機関との連携強化 ■ 通報・発見体制の充実
	②安全・安心の確保と保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性相談支援センターを中心とした関係機関との連携 ■ 一時保護体制の充実 ■ 保護命令等への対応

施策の柱	施策の方向	主な取組
------	-------	------

IV 実効性のある自立支援

	①生活再建に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自立のための心のケア ■ 自立のための同行支援 ■ 関係機関との連携による継続的な支援 ■ 居住する場の確保 ■ 就労のための支援 ■ ひとり親家庭への支援 ■ 施設機能の充実と整備
	②子どもの安全・安心を確保する支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの心のケア ■ 子どもの就学等への支援 ■ 子どもの安全を確保する支援体制の整備

V 関係機関と連携した支援体制づくり

	①関係機関相互の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内ネットワークの強化 ■ 民間団体の活動支援及び連携
	②市町村における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村「困難女性支援計画」等策定の促進 ■ 市町村「DV防止協議会」及び「支援調整会議」設置の促進 ■ 市町村「配偶者暴力相談支援センター」設置の促進 ■ 県における相談体制の強化(再掲) ■ 関係機関担当者の資質向上(再掲) ■ 二次被害防止のための研修の実施(再掲) ■ 市町村「相談支援員」への研修実施
	③良質な支援につなげるための苦情処理体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 苦情処理体制づくり

施策の柱Ⅰ 暴力を許さない社会づくり

めざす姿

DVや性暴力の被害者の多くは女性です。こうした背景の一つには、固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や経済力の格差など男女が置かれている状況、また、夫が妻に暴力を振るうことについて寛容な考え方、女性を対等なパートナーとして見ない女性差別の意識などに根ざした社会的・構造的な問題があり、暴力の根絶に向けて、社会全体で取り組む必要があります。

DVや性暴力は身近にある重大な人権侵害であり、社会全体で考えるべき問題であるということを知り、県民一人ひとりがよく理解し、いかなる暴力も許されるものではないとの共通認識を持ち、自己の尊厳を大切にしながら、お互いが一人の人間として尊重される社会づくりを目指します。

【 施策の方向1 暴力を許さない県民意識の醸成 】

現状と課題

- 各種講座の実施や、予防啓発用小冊子やリーフレット、相談窓口周知用カードなどを作成し、県関係施設や市町村、高等学校などへ配布することにより、DVや性暴力に関する理解促進及び相談窓口の周知に努めています。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)には、全市町村で街頭啓発等の啓発活動を実施するなど、県内全域で意識醸成のための取り組みを行っています。
- DVという言葉の内容を知っていると回答した人の割合は90.0%でした。しかし、暴力を受けても相談しなかった人が60%を占め、また相談しなかった理由として「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」、「自分にも悪いところがあった」と回答するなど、DVという言葉の認知度は高まっていますが、DVが正しく理解されておらず、DV防止に向け、県民意識が十分に醸成されているとは言えない状況です。また、DV被害経験について、身体的暴行を受けたことがあると回答した女性は12.4%、心理的攻撃は16.5%、性的強要は8.3%、経済的圧迫が6.5%であり、男性がそれぞれ6.4%、7.4%、1.1%、1.8%であるのと比べると、女性の方がDV被害の経験が多いと考えられます。(県男女共同参画に関する県民意識調査(2022年調査))
- DVの被害経験が「何度もあった」「1、2度あった」と回答した人の割合では、2017年調査と比較して、「心理的攻撃」が性別にかかわらず増加していることから、精神的DVに対する広報啓発の推進が必要です。(県男女共同参画に関する県民意識調査(2022年調査))
- DV等をなくすために必要なこととして「男性に対する意識啓発」が男女ともに高い割合を占めており、男女ともに男性の理解不足を感じていることがうかがえます。(県男女共同参画に関する県民意識調査(2022年調査))

主な取組

■ DV防止等に向けた広報啓発の推進

- ・テレビ・ラジオ・新聞等の各種メディアやホームページ、市町村広報を活用するほか、リーフレットの配布等により、県民にDVや性暴力が正しく理解されるよう、啓発活動を進めていきます。また、啓発のための資材を作成して、市町村、民間団体へ配布するとともに、SNSを活用して、地域における広報啓発の推進を支援します。
- ・学校や保育所、幼稚園、子育て関連施設、自治会、PTAなどの地域社会のあらゆる場や、暴力を発見しやすい立場にある医療関係者や介護関係者、福祉関係者などの職務上の関係者に対して、講師派遣や講座の開催などによりDV等に関する正しい知識や対応方法を普及啓発し、正しい情報が届く環境づくりを推進します。

■ 家庭・地域・職場等における広報啓発の推進

- ・県内相談機関におけるDV相談は、30歳代、40歳代の女性に多いことから、乳幼児健康診査時や、学校や子育て関連施設等においてリーフレットを配布することで、各家庭に情報を提供します。
- ・民生委員や児童委員の地域会合に講師を派遣し、地域におけるDV防止等に向けた広報啓発を推進します。

【 施策の方向2 若年者に向けた予防啓発・教育の推進 】

現状と課題

- 配偶者間だけではなく、恋人間においてもDVや性暴力が起きていることが指摘されています。また将来、新たな被害者・加害者を生み出さないためにも、若年者に向けた啓発をさらに推進していくことにより、未然防止に取り組んでいく必要があります。
- 本県では、若年者に対してDVや性暴力に関する知識を普及し、DV等の発生を未然に防止することを目的として、中学校、高等学校、大学等に対して、DV等に関する専門的な知識や経験を有する講師を派遣しています。2018年度から2022年度の間、計65校に派遣を行っており、生徒や教職員等に対する意識啓発を推進しています。
- DVや性暴力が起きる背景として、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等の社会的な問題があります。個々の人権を尊重するため、暴力の予防につながる人権教育や男女平等教育の推進が必要です。
- DVや性暴力、いじめ、児童虐待等のあらゆる暴力を根絶するためには、命の大切さや暴力をなくそうという意識を高めることが大切です。その大きな力となるのが教育であり、地域や学校、家庭などあらゆる場における教育が重要です。

主な取組

■ 若年者向け広報啓発の推進

- ・DV等防止のためには、被害者も加害者も生まないという未然防止の視点から、若年者にDV等を正しく理解してもらうことが重要です。教育委員会と連携を図りながら、学校へ講師を派遣し、DV等について学ぶ機会を提供するとともに、教育動画の活用を通じて小学生以上への幅広い周知を行います。
- ・関係機関や民間団体との連携を図りながら、若年者向けの広報資材の作成・配布や、インターネット・SNS等の活用などにより、若年者に対して効果的な広報啓発を実施します。
- ・若年者への教育に携わる者及び保護者等がDV等の特性や背景を正しく理解するための機会を増やし、地域及び家庭においても若年者向け広報啓発の推進に対する理解と協力が得られるよう働きかけます。

■ 教育関係者への周知

- ・若年者の多くは、教育機関に通っています。若年者向けに直接、DV等防止に向けた広報啓発をすることはもちろんですが、日頃、若年者と深く関わっている教育関係者にDV等を理解していただくために、教育委員会と連携を図りながら、教育関係者向けに講師を派遣するなど、周知に努めます。

■ 人権教育の推進

- ・人権教育は、子どもたちの健やかな成長を願い、人権尊重の精神を育むことを目指しています。そのために、さまざまな人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に着くよう、学校・家庭・地域社会が一体となって計画的、継続的に取り組みます。
- ・教育関係機関に対し、暴力の予防につながる人権教育や男女平等教育の充実を働きかけます。

【 施策の方向3 加害者対策の推進 】

現状と課題

- DVの問題を解決するためには、DV被害者を保護し、生活再建のための支援を行うことはもちろんですが、DV加害者自身が暴力から脱却することができなければ、再発の危険性や新たなDV被害者を生み出してしまう可能性があります。
- DV防止法では、「加害者更生のための指導の方法を調査研究する」との規定を盛り込み、内閣府や一部の自治体、民間団体等で取り組みが行われ、そこで得られた知見を活用し、民間団体等と連携し、加害者プログラムの実施に取り組む必要があります。
- 加害者更生については、DVは本来犯罪として扱われるべき事案を含む重大な問題であることを考慮した上で、DV被害者の安全を高め、また、新たなDV被害者・加害者を生み出さないことを目的とした県としての未然防止のための取り組みが重要です。

主な取組

■ 加害者を生まないための広報啓発の推進

- ・加害者の中には、DVの理由について「相手がそうされてもしかたのないようなことをした」、「自分の言うことを聞かないので、相手の間違いを正そうとした」（県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査））というように、相手に原因があると考える人もいます。自分がDV加害者であるという認識がないことも考えられます。そこで、DV防止の啓発の一環として、自分の行為がDVであると自覚できるよう、加害者を生まないためのポスター等を作成します。
- ・警察での積極的な事件化などにより、DV加害者に対して「DVは犯罪である」という意識を持たせるように取り組みます。

■ 加害者更生のための情報収集

- ・加害者更生のための国の調査研究や、他都道府県や民間団体等による取り組みについての情報を収集し、県としての今後の対策について検討します。
- ・DV被害者支援等の関係者が加害者対策のための情報交換をする場を設定するなどして、調査研究を行います。

施策の柱Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

めざす姿

DVや性暴力は、被害者の生命や身体に危害が及んだり、心身に有害な影響が及ぶことがあるにもかかわらず、外部からはその発見が困難な個々の家庭内において行われるため、潜在化しやすく、社会的にも個人や家庭の問題として軽視される傾向にあります。

被害者自身も、繰り返し受ける暴力による不安や恐怖等、様々な理由から「自分にも悪いところがあったから」、「自分さえ我慢をすれば」と周囲に助けを求められずに、一人で苦しんでいる状況があります。

また、困難な問題を抱える女性は、自身が困難に気付いていても、他者には言えない場合や、自身が気付いていない又は気付きを避けている場合、厳しい精神にある場合など様々な状況にあります。

これらの状況にいる方の中には、行政の相談窓口等へ相談することに対するハードルが高く、相談窓口にたどり着けない方や、支援を受けられることに気づかない方がいることから、気軽に相談できる体制づくりを目指します。

特にDVや性暴力被害者に対しては、被害が深刻になる前に、被害者が身近な場所で安心して相談ができ、かつ良質な相談や必要な情報が得られる体制づくりを目指します。

【 施策の方向1 相談体制の整備と強化 】

現状と課題

- 女性相談センター及び各県事務所等、県内計9か所に配偶者暴力相談支援センターを設置しています。(2023年3月末時点)
- DV等をなくすために必要なこととして、「相談窓口、保護施設の整備」が高い割合を占めています。県内には、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談窓口があるものの、こうした意見が出ることは、相談窓口の広報啓発が十分ではなかったことが要因の一つだと考えられ、さらなる周知が必要です。
- 2015年10月から「ぎふ性暴力被害者支援センター」を開設し、24時間365日体制により性暴力被害者への支援を行っています。
- 女性相談センターでは、DV以外にも困難な問題を抱える女性からの相談を受け付けています。電話相談での対応が困難なケースは、来所での相談にも応じています。今後も、相談状況に応じた体制整備を行い、支援対象者からの相談に適切に対応していく必要があります。
- 相談件数全体からみると、少数ではありますが、男性や障がい者、高齢者、外国人などからの相談があり、性的少数者※1などを含む支援対象者のあらゆる状況に応じて、的確な対応ができるような体制づくりをしていく必要があります。
- また、外国人も日本人と同様の支援が受けられますが、言葉や文化の違いが障害になり、その被害はさらに深刻です。関係機関と緊密な連携をとり、外国人の支援対象者であっても人権尊重を

最優先課題として対応していく必要があります。

- さまざまな住民サービスの窓口となっている市町村では、住民の身近な相談窓口として重要な役割を担っています。市町村との連携を強化し、相談窓口を明確化するとともに、安全に諸手続きが行えるようにするなど、身近なところでの安全・安心な相談、支援体制を整備していく必要があります。
- 「相談体制は整っているが、窓口の存在が伝わっていない」「行政機関に相談することはハードルが高い」という声があり、気軽に相談できる体制を整備する必要があります。

主な取組

■ 相談窓口の周知

- ・各地域における街頭啓発活動の実施等、広く県民に対して相談窓口を周知するための取り組みを行います。
- ・学校等にDV等に関する専門的な知識や経験を有する講師を派遣する機会を活用し、各種相談窓口についても併せて周知を図ります。
- ・各種相談機関、医療機関、子育て関連施設等にリーフレット・カード等を配備するなど、支援対象者へ直接情報が届くよう効果的な相談窓口の周知を図ります。特に性暴力については、県内の中学校・高等学校の全生徒にリーフレット・カード等を配布し、性別を問わず広く周知を図ります。
- ・DV相談窓口について、「相談してもむだだと思った」という声もあることから、女性相談支援センターのホームページに支援内容を分かりやすく記載するなど、周知を図ります。

■ 気軽に相談できる体制整備

- ・メールやSNS、オンライン相談を実施し、相談しやすい環境整備に努めます。
- ・行政機関だけではなく、民間団体が実施する相談窓口についても周知を行い、連携して対応します。

■ 男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等からの相談対応

- ・男性専用窓口を設け、被害者の性別にかかわらず、相談しやすい環境整備に努めます。
 - ・LGBT専門相談窓口を設置し、性別や性的指向、性自認、性同一性障害等にもつわる様々な悩みを受け付けるとともに、DV相談窓口においても性的少数者からの相談対応ができるよう、資質向上を図ります。
 - ・障がい者、高齢者からの相談については、障がい者虐待又は高齢者虐待に該当する場合は、障害者虐待防止法又は高齢者虐待防止法に基づき、市町村に通報を行い、その後の支援については、市町村等関係機関と連携を図ります。
 - ・市町村や福祉事務所へ外国人が相談に訪れた際、各地域において対応ができるよう、岐阜県在住外国人相談センターと連携を図ります。
- ※1 「性的少数者」とは：同性愛等の性的指向の人や生物学的な性と自己意識の性(からだの性とこころの性)が一致しない人。性的少数者の総称の一つとして、LGBTともいう。

■ 県における相談体制の強化

- ・女性相談支援センターを、各圏域の配偶者暴力相談支援センターや、その他支援対象者からの相談窓口による連携の中心となる施設として位置づけ、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務を担います。また、女性相談支援員の資質向上のための研修制度等を充実させるとともに、職員及び女性相談支援員を必要に応じて増員します。
- ・専門性が要求される相談には、精神科医や弁護士などの専門家への委嘱による対応を検討します。
- ・民間団体との協働により、多くの支援対象者が相談につながるよう努めます。
- ・女性相談支援センターに各圏域の配偶者暴力相談支援センターへの助言を行う人員を配置します。
- ・女性相談支援センターにおいて、地域の相談窓口及び民間団体等に対し、担当するケースについて助言を行うスーパービジョンを通じ、支援にあたる者の心のケアに努めます。

■ 市町村における相談体制の整備

- ・各圏域の配偶者暴力相談支援センターは、地域における相談支援窓口の中核として、管内市町村に対する助言や情報提供を行います。
- ・市町村において女性相談支援員の配置や配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかけていくとともに、ノウハウを提供するなど設置に向けた支援を行います。
- ・また、女性相談支援員の配置や配偶者暴力相談支援センターを設置できない場合であっても、相談窓口を明確化し、専門的な知識を持った職員による相談対応を実施するなど、安心して相談できる体制を整備するよう働きかけます。
- ・女性相談支援センターに人員を配置し、市町村への助言を行います。

■ 民間団体を含む関係機関との連携

- ・県や民間団体等による支援対象者に対する相談窓口のほか、警察、児童虐待、高齢者虐待、障がい者支援、青少年支援、多重債務等の相談窓口間の連携を強化することにより、支援対象者を早期に発見する体制を整えるとともに、迅速・的確な支援が行えるよう協力体制を整備します。

■ 相談に至る仕組みづくり(アウトリーチ等)

- ・民間団体との協働により、アウトリーチ、居場所の確保を通じて困難な問題を抱える女性の早期把握に努めます。
- ・岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム等を活用し、困難な問題を抱える女性が、できるだけ早期に相談支援窓口につながり、必要な支援が受けることができるよう努めます。

【 施策の方向2 相談支援員の資質向上と二次被害の防止 】

現状と課題

- 女性相談センターにおいて、専門機関の職員としての資質向上や情報収集のため、他機関が主催する研修会等に積極的に職員を派遣しています。また、女性相談センターが主催する研修については、受講者の希望等を反映した内容での研修を実施するなど、質の高い研修機会を提供し、行政機関の担当者の資質向上を図っています。
- 研修実施にあたっては、技術や知識の習得はもちろんのこと、二次被害の防止に重点を置くとともに、相談員が陥る「バーンアウト(燃え尽き)※1」や「代理受傷※2」の防止について、対策が必要です。県では、スーパービジョンの実施等により対策を行っているところですが、今後もそうした機会を確保していくことが重要です。
- 社会情勢の変化に伴い、複雑・困難な相談が増加しています。個々のケースに適切に対応していくために、研修内容を充実させるなど、相談員の資質の向上を図っています。
- 一方で、市町村の中には、あまり相談が寄せられない窓口もあります。相談、支援経験の不足を補うために、初任者に向けた基礎的な研修を行うなど、あらゆる相談員の資質を向上するための取り組みが求められます。

主な取組

■ 関係機関担当者の資質向上

- ・各関係機関や民間団体で相談や支援にあたる職員等に対し、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実際の業務に直結する研修を継続的・計画的に実施します。また、他機関が実施する研修等への参加についても支援をすることにより、幅広い知識や技術等を習得するための機会を提供します。
- ・女性相談支援センターが主催する研修では、社会情勢等にも配慮した内容とし、受講者の知識・経験の習得状況に応じた研修を実施することで、相談や支援にあたる職員等一人ひとりの資質向上を目指します。
- ・相談、支援にあたる者のバーンアウトや代理受傷などの精神的な負担を軽減するため、スーパービジョンなどを通じて心のケアに努めます。

■ 二次被害防止のための研修の実施

- ・二次被害とは、DV又は性暴力被害者から相談を受けた支援者など、本来は被害者の味方になるべき人たちが、暴力の責任が加害者にあるにも関わらず、「あなたも悪いんじゃない」、「我慢が足りない」といった被害者を責めるような言動を取るなど、被害者に二次的な被害を与えてしまうことです。一番身近な窓口である市町村をはじめ、福祉事務所、保健所、警察署、男女共同参画・女性のための総合的な施設などの職務関係者に対し、研修会等を通じて二次被害を発生させないよう周知します。

- ※1 「バーンアウト(燃え尽き)」とは:支援者自身が、納得のいく解決策が容易に見出せなくなり、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになること。
- ※2 「代理受傷」とは:被害者から聞くショッキングな話に支援者自身が傷つくこと。

施策の柱Ⅲ 安全・安心が保障される保護

めざす姿

DVにより加害者から避難してきた被害者、被害者に同伴する家族及び被害者を支援する関係者は、加害者から危害を加えられる恐れがあります。警察と各関係機関が緊密に連携・協力し、被害者の状況に適した迅速な安全の確保と安心して過ごせる保護環境を整備することは、最優先されるべき事項です。

また、困難な問題を抱える女性の多くが精神や身体等を傷つけられていることも踏まえつつ、本人の意思に寄り添った支援を行う必要があります。

併せて、同伴する子どもに対する適切な心のケアや学習機会の提供、さらに、男性DV被害者、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等、様々な配慮を必要とする支援対象者にも対応できるよう相談支援体制を整備し、支援対象者や同伴者等の安全・安心が保障される保護体制を目指します。

【 施策の方向1 通報への迅速・的確な対応 】

現状と課題

- DV防止法では、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることと規定されています。
- DVは家庭内や親密な関係性のなかで行われ、また、被害者も家庭などの事情や加害者の報復をおそれて相談することをためらう場合もあり、外部からの発見が非常に困難です。また、被害者がDVであること自体に気が付いていなかったり、相談先がわからないといった場合もあり、被害を受けているにも関わらず相談に結びついていないケースがあることが想定されます。そのような被害者に対して、DVに関する正しい情報を届けていくための環境づくりが求められます。
- また、暴力を発見しやすい立場にある医療関係者や介護関係者、福祉関係者に対して、この問題を正しく理解し、被害者へ適切な情報を提供する役割が期待されており、継続的にDV理解のための啓発を行っていく必要があります。

主な取組

■ 警察を含む関係機関との連携強化

- ・DV被害者に対して身体に対する暴力が行われていると警察に通報があった場合は、警察は直ちに現場に赴き、暴力の制止に当たるとともに、被害者の保護に努めます。また、被害

者の意思を踏まえるなどして、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行います。

- ・男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等、様々な配慮を必要とするDV被害者にも対応できるよう、あらかじめ委託する施設の特性を考慮し、そのDV被害者にとって最も適切と考えられる多様な一時保護委託先を確保します。また、通訳や手話通訳等による情報手段の確保にも努め、被害者の心のケア、手続きの支援ができる体制を整備します。

■ 通報・発見体制の充実

- ・DV被害者へ適切な情報を提供する役割が期待される医師や看護師などの医療関係者、介護関係者、民生委員や児童委員などの福祉関係者など、職務上の関係者に対して、DVに関する正しい知識や、配偶者暴力相談支援センター等の機能について周知していきます。また、身体への暴力を受けている者を発見した場合等の通報についても周知します。
- ・広く県民に対し研修事業や啓発資料を提供することにより、DV被害の早期発見や通報の促進に努めるとともに、医療機関向けDV対応マニュアルを作成、配布することにより、被害者の早期発見・保護の促進を図ります。
- ・介護関係者や福祉関係者は、医療関係者と同様、被害者を発見しやすい立場にあることから、対応方法や、関係機関との連携方法等を記載したリーフレットを作成・配布するなど、被害者を早期発見し、適切に保護する体制を整備します。

【 施策の方向2 安全・安心の確保と保護体制の充実 】

現状と課題

- 女性相談センターでは、支援対象者やその同伴する家族がDVから逃れ、また困難な問題を抱える女性が、心身の健康の回復を図るとともに、生活基盤を安定させて自立の準備をしていくための支援として、一時保護を行っています。
- 一時保護にあたっては、障がい者、高齢者、外国人等、支援対象者の状況や、同伴する家族の有無等を勘案し、女性相談センターの一時保護のほか、母子生活支援施設、民間シェルター等、状況に応じた適切な一時保護委託先において保護を行うことが必要です。
- 一時保護を実施した支援対象者の多くは、子どもを同伴しています。そうした子どもへの支援を行うため、一時保護所に専門職員を配置し、保育や学習の支援等を通じ、精神的不安をケアするとともに、育児に不安を持つ支援対象者に対しては、子育ての助言を行っています。家庭内でのDVを子どもが目撃したり聞いたりすることや、巻き込まれて虐待を受けることは、子どもの心身に大きく影響を与えます。今後も、子ども相談センター等との連携を図りながら、子どもの心のケアについて十分に配慮していくことが必要です。
- 一時保護所は、DV被害等により傷ついた入所者が個々の生活空間で心身を休め、緊張と不安を緩和する空間とするため、同伴する家族の有無等、入所者の多様な状況に応じて適切な保護ができるような体制の充実が求められます。
- 配偶者からの生命の危険を感じるような暴力は夜間に発生する可能性が高く、休日・夜間については、緊急一時保護を実施し、女性相談センターへつないでいます。

- 加害者からの追求が激しい場合には、DV被害者を支援する関係者も危険にさらされる場合があり、女性相談センター及び一時保護所の危機管理体制の徹底を図るとともに、関係機関は警察との連携を密にして、情報の共有を図りながら対応していく必要があります。なお、警察では、被害者の身辺警護等の各種保護対策を実施しています。
- DV被害者の安全確保のためには、一時保護と並んで保護命令制度も有効な手段です。制度を一層周知するとともに、DV被害者への適切な情報提供・助言が必要です。
- 保護命令が発令された場合には、警察は速やかにDV被害者と連絡をとり、被害を防止するための留意事項や緊急時の迅速な通報等を教示し、DV加害者に対しても、保護命令を遵守させることはもちろん、配偶者への暴力は犯罪となる行為も含む人権侵害であることの指導警告を行っています。現在の体制では、警察は唯一DV加害者と接触し、指導警告を行える機関であり、緊密な連携により一層の安全確保を図っていく必要があります。

主な取組

■ 女性相談支援センターを中心とした関係機関との連携

- ・保護にあたっては、女性相談支援センターを中心として、女性自立支援施設、女性相談支援員、市町村等の関係機関が相互に連携を図りながら対応します。
- ・女性相談支援センターは、必要に応じて個別ケース会議を開催するなど、一時保護中から支援対象者の自立に向けた支援を行います。また、関係機関と連携し、必要なサポートを行います。
- ・保護や自立支援にあたっては、必要に応じ、民間団体等関係機関とも連携します。

■ 一時保護体制の充実

<あらゆる状況に応じた一時保護先の確保>

- ・支援対象者の状況や、同伴する家族の有無等を勘案し、個々のケースに応じた適切な一時保護委託先や新たな緊急一時保護先を確保します。また多様な一時保護先を確保していくため、民間シェルターの設立や運営に要する経費補助を行うなど、その活動を支援します。
- ・追求の激しいDV加害者から逃れるために、県外で一時保護を行ったり、施設に入所したり自立したりする人は少なくありません。県では、必要に応じて、県域を超えてDV被害者の一時保護の受け入れを行っており、今後も一時保護の受け入れ等がスムーズに行われるよう、近隣県との広域連携を図ります。

<一時保護所における体制整備>

- ・一時保護所において、精神的に不安定になる夜間のサポートを行うとともに、DV加害者からの追及の恐れ等からDV被害者を守るため警備体制の充実を図るとともに、精神的なケアをしていくための体制を整えます。
- ・一時保護中の支援対象者の精神的な安定等に配慮し、希望する支援対象者には、カウンセリング等の心理的なケアを行います。
- ・一時保護中の同伴児一人ひとりの特性や状況に合わせた保育や学習支援を充実させるとと

もに、女性相談支援センターが子ども相談センターとの連携を密にしながら同伴児に対する精神的なケアを充実し、子どもにとって必要な支援を行います。

<支援者等への危害防止>

- ・支援者など関係者へ危害が及ぶおそれについて、関係機関は警察との間で連携を密にして、情報の共有を図り、支援者等への危害防止に努めます。また、一時保護所等の関係機関においては、危機管理対応マニュアルを作成するなど、防犯体制を整え、組織としてDV加害者に対応するための適切な判断ができるよう、実際に訓練を行うなど、危険を回避するための準備を行います。

■ 保護命令等への対応

<保護命令制度の周知>

- ・DVの問題を広報啓発していく際に、保護命令制度についても併せて周知徹底を図ります。また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について、保護命令が発令されることを周知します。
- ・保護命令の通知を受けた場合には、警察は、裁判所から保護命令を発令されたDV被害者及び親族等の安全確保のために、各関係機関と連携し、適切な対応をするように努めます。また、警察は、DV加害者に対して、保護命令の遵守、保護命令違反時の刑罰法令の適用等について指導警告を行います。

<被害者等に係る情報の保護>

- ・DV被害者を保護する観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付の申出に対する拒否等の措置、医療保険の適切な取り扱いについて、関係機関に周知徹底します。
- ・市町村担当者を対象とした会議等において、制度の運用や関係部局との連携について、周知徹底を図るとともに、支援措置が適切に運用されるように努めます。
- ・DV被害者が安心して転居先等で子どもと生活ができるよう、学校や保育所、幼稚園等においても関係職員が適切な対応ができるよう、DVに関する正しい知識の普及を図ります。
- ・DV被害者が自ら自分の情報を保護する重要性について、被害者自身の理解促進に努めます。

施策の柱Ⅳ 実効性のある自立支援

めざす姿

支援対象者が自立して生活しようとする際、心的、身体的ダメージからの回復が必要なだけでなく、住宅や就業機会の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決に関わる関係機関等は多岐にわたります。

各関係機関が、支援対象者の置かれている状況に対する認識を共有しながら連携を図り、支援対象者の意思が尊重される形で生活再建の道筋が見つけられるよう、自立に向けた実効性のある支援体制づくりを目指します。

【 施策の方向1 生活再建に向けた支援 】

現状と課題

- DV被害者の居住の安定を図るため、DV被害者が県営住宅の入居を希望する場合、優先入居の対象とするとともに、民間アパートへの入居に際しても、居住支援法人等により円滑に入居できるよう情報の提供や相談等を行ったり、社会福祉施設の施設長等が保証人となった場合の保険料や損失補償の一部を補助するなどの支援を行っています。今後もこのような支援について周知を図るとともに、DV被害者の意向や状況に応じて市町村とも連携をしていく必要があります。
- 支援対象者は、精神的・肉体的な疲労が蓄積し、新たな生活に向かっていくエネルギーが失われていることも多く、生活再建のための心のケア等も必要です。一時保護後の自立した生活をしていくための地域への橋渡しや、行政機関等において手続きを行う際に、知識のある支援者の付き添いの援助も不可欠です。
- 県では、民間団体の協力のもと、支援対象者に対して同行支援も行っています。法律無料相談や就業講習等により支援対象者の経済的自立を促進するとともに、生活保護や母子父子寡婦福祉資金の貸付など利用可能な福祉制度についても情報提供するなど、自立に向けた支援を行っています。
- 支援対象者が心身を回復していくためには、被害者同士が体験や悩みなどを語り合うことで気持ちを整理したり、情報を共有しながら、今後について考えていくことが有効とされています。また、DVが原因の離婚であっても、子どもの利益を最優先して考慮するため、面会交流が行われることがあります。そこで、支援対象者相互の支援を目的とする活動や、DV被害者の面会交流を支援する民間団体を支援しています。

主な取組

■ 自立のための心のケア

- ・同じ体験を抱えている仲間と出会い、自らの体験を分かち合い、回復への道を歩むきっかけをつくることを目的として活動する自助グループやサポートグループ等の活動を支援します。
- ・希望する支援対象者に対しては、そうしたグループを紹介するほか、自尊心を取り戻すカウンセリングやトレーニング講座の実施等により、医学や心理学の専門家との連携を図りながら、心理的な回復と新たな生活をつくりあげていく力をつけるための支援を行います。
- ・一時保護所や女性自立支援施設において、支援対象者の精神的な安定等に配慮し、希望する支援対象者には、自立に向け、カウンセリング等の心理的なケアを行います。
- ・DVを原因とした離婚における面会交流が円滑に行われるよう、面会交流支援を行っている民間団体の活動を支援することで、面会交流によるDV被害者の心身の不安を取り除くよう支援します。
- ・ぎふ性暴力被害者支援センターにおいて、性的な被害を受けた支援対象者に対して、カウンセリングの実施により、被害による心的外傷から回復し、安定的な生活が営めるための支援を行います。

■ 自立のための同行支援

- ・支援対象者が、裁判所等関係機関において手続きを行う際に、配偶者暴力相談支援センター、民間団体、関係機関の職員等が同行し、支援対象者の安全に配慮するとともに、必要に応じ、支援対象者の置かれた状況等について補足して説明を行うなど、手続きが円滑に進むよう支援を行います。

■ 関係機関との連携による継続的な支援

- ・支援対象者の自立に関わる関係機関が、認識を共有しながら連携を図り、例えば、特定妊婦※1やケアリーバー※2などの支援対象者の自立を支援できるよう、本計画に記載する会議体を活用するほか、女性相談支援センターが中心となり、切れ目のない支援内容について検討します。

■ 居住する場の確保

- ・DV被害者の県営住宅への優先入居について引き続き制度を周知するとともに、市町村に対し、公営住宅への優先的な入居について協力を依頼します。
- ・民間賃貸住宅についても、入居を拒まない登録住宅の普及や制度の周知を行うとともに、居住支援法人等を通じて円滑に入居ができるよう居住支援を行います。
- ・同伴児童がいる支援対象者が、希望する場合には母子生活支援施設に入所できるよう、母子生活支援施設の活用について、市町村の更なる理解が進むよう努めます。

■ 就労のための支援

- ・生活困窮者自立相談支援窓口、公共職業安定所及び職業訓練施設において、支援対象者に配慮した対応がなされるよう連携を強化します。
- ・支援対象者への配慮について企業から協力を得られやすい環境を整えるとともに、就労支援活動を行っている民間団体等と連携・協力し、支援対象者の就労機会の確保を支援します。

■ ひとり親家庭への支援

- ・市町村、民間団体と連携を図りながら、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもに対する学習支援体制を整えるとともに、学習支援を実施するNPO団体等に対しボランティアのマッチング事業を行うなど、側面的支援を実施します。
- ・「ひとり親家庭等・就業自立支援センター」において、ひとり親家庭が仕事と子育ての両立を図れるように、育児や家事等の生活全般に関する課題に対応するための相談支援、より良い就業に結びつけるための就業支援や養育費に関する相談支援及び家計管理等に関する支援を行います。
- ・児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉資金貸付制度、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の活用など、自立に向けたひとり親支援の情報を広く周知します。

■ 施設機能の充実と整備

- ・女性自立支援施設における生活や自立支援に向けた適切な保護ができるよう、入所者の退所後の地域生活への円滑な移行のため、施設を離れ、地域社会や地域生活等を体験する地域生活移行支援を実施し、地域社会への円滑な移行及び自立に向けた支援を行います。また、女性自立支援施設退所後は、自立生活のための支援を行います。

※1 「特定妊婦」とは：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦。（予期せぬ妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）

※2 「ケアリーバー」とは：児童養護施設を退所する等、社会的養護の支援の枠組みから離れた子ども・若者。

【 施策の方向2 子どもの安全・安心を確保する支援 】

現状と課題

- 支援対象者の自立を支援する上で、支援対象者である親とともに暴力や困難から逃れた子どもたちが、適切な教育や保育を受けるための環境を確保することは重要です。
- 家庭内でのDVを子どもが目当たりしたり聞いたりすることや、巻き込まれて虐待を受けることは、子どもの心身へも大きく影響を与えます。学校や保育所、幼稚園、子育て支援施設など、子どもに関わる様々な立場の関係者が、DVに関する正しい知識を持ち、DVによって傷ついている子どもを早期に発見し、専門機関による支援につなげていくことが必要です。
- 「児童虐待の防止等に関する法律」では、直接、子どもに対して向けられた行為ではなくてもDVが子どもの目の前で行われることは「虐待」にあたりと明記されています。DVと児童虐待は相互に密接な関係性があるとの認識のもと、相談や一時保護等の段階で子ども相談センター等との相互の連携を図り、対応しています。
- また、加害者の追跡を想定し、市町村教育委員会や学校、保育所、幼稚園等においても、DV被害者の安全を確保するための体制を整備することが求められます。区域外就学の弾力的な受け入れなど、子どもが安心して学校等に通うための支援が必要です。

主な取組

■ 子どもの心のケア

- ・子どもと日常的に接している学校や保育所、幼稚園、子育て支援施設等の関係者が、DVが子どもに与える影響を理解し、子どもが置かれている状況や子ども自身の状態を把握した上で適切な対応が行われるよう働きかけます。
- ・配偶者暴力相談支援センター、子ども相談センターや市町村の要保護児童対策地域協議会、子ども家庭支援センターが医学や心理学の専門家とも連携を図りながら、子どもの心のケアの支援を行います。
- ・その他、支援対象者及びその子どもの心のケアを共に支援できる体制を検討します。

■ 子どもの就学等への支援

- ・区域外就学について弾力的に受け入れを行い、DV被害者からの申し出があった場合には、DV加害者などの問い合わせに応じないなどの安全対策を講じるよう市町村教育委員会へ働きかけます。
- ・市町村、民間団体と連携を図りながら、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもに対する学習支援体制を整えるとともに、学習支援を実施するNPO団体等に対しボランティアのマッチング事業を行うなど、側面的支援を実施します。（再掲）

■ 子どもの安全を確保する支援体制の整備

- ・子どもへの保護命令が発令されている場合や、DV被害者であることの申し出があった場合には、学校や保育所及び幼稚園での対応方法等、マニュアル化したものを配布するなどして、適切な対応が行われるよう、働きかけます。

施策の柱V 関係機関と連携した支援体制づくり

めざす姿

支援対象者への支援を円滑に実施するために、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、警察、県及び市町村の関係機関のほか、支援に関わるすべての機関が共通認識を持ち、日々の相談や保護、自立支援のそれぞれの段階において、緊密に連携して取り組む体制づくりを目指します。

また、支援対象者の個々の事情に応じたきめ細やかな対応をしていくために、行政機関が主体的に取り組むとともに、支援のための豊富なノウハウやネットワークを有する民間団体と相互に連携を図りながら、積極的な施策の展開を目指します。

また、それぞれの段階で支援対象者へ良質な支援を提供するための支援対象者の苦情処理体制づくりを目指します。

【 施策の方向1 関係機関相互の連携促進 】

現状と課題

- DVの防止及び児童虐待防止について、各関係機関の取り組み状況や課題を共有し、それぞれの連携を深めることを目的に、学識経験者及び民間団体も含めた関係機関をメンバーとする「家庭における暴力防止等協議会」を2001年度より開催しています。また、県内各5圏域においても「配偶者暴力等防止地域協議会」を開催しており、現状と課題の意見交換や、事例検討などを行い、各関係機関との連携を図っています。
- 保護機関等の担当者会議を開催し、実務者レベルの間での連携促進にも努めています。協議会の充実を図るとともに、実際に被害者の保護や支援にあたる実務者レベルによる具体的事例に基づく検討会の実施を通じ、関係者が情報及び認識を共有し、連携してそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。
- 民間団体が行うシェルターの確保及び運営、電話相談、同行支援などの支援対象者の自立支援に係る経費補助等により、地域における支援対象者の保護や自立支援体制の充実や早期自立の促進が図られています。柔軟で機動的な活動が行える民間団体と行政とが、それぞれの特性を生かしながら連携し、協働して施策を推進していくことが、よりきめ細やかな支援体制の構築につながります。支援対象者の多様なニーズに対応していくため、実働的なネットワークづくりが必要であり、今後も、民間団体の活動を支援していくとともに、緊密な連携を図り、被害者へのきめ細やかな支援を行っていくことが求められます。
- 現在活動中の民間団体については、支援対象者に寄り添い、柔軟で機動的な支援が行えるという民間の特性を生かした活動が継続して行えるよう、県ではこれを引き続き支援していくとともに、DV加害者は支援者にも危害を及ぼす恐れがあることから、支援者の安全確保に常に配慮しつつ、事業委託等を検討していく必要もあります。

主な取組

■ 県内ネットワークの強化

<「DV 防止協議会」の充実>

- ・「家庭における暴力防止等協議会」において、家庭内で発生する暴力であるDVと児童虐待について、現状把握と課題分析を行い、家庭における暴力の防止、早期発見、早期対応のための施策を検討し、その充実に向け関係機関の連携を図ります。
- ・各圏域の「配偶者暴力等防止地域協議会」は、市町村を超える区域での連携・支援を円滑に行うため、市町村を含む圏域をカバーするネットワークとして、実務者レベルの事例検討会を通じ、活用できる社会資源等の情報や課題を共有し、関係機関それぞれが役割を果たせるよう連携を図ります。

<「支援調整会議の設置」>

- ・困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、女性相談支援センター、県及び市町村の女性相談支援員、女性自立支援施設の三機関が定期的な意見交換の実施により、連携関係を深めるとともに、民間団体、福祉事務所、子ども相談センター、ぎふ性暴力被害者支援センター、住宅確保支援や就労支援機関等により、困難な問題を抱える女性への支援の内容を協議する支援調整会議(以下「支援調整会議」という。)を設置します。
- ・支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う「代表者会議」、個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行う「実務者会議」、個別ケースについて詳細な支援方針を議論する「個別ケース検討会議」と段階に分けて実施します。

■ 民間団体の活動支援及び連携

- ・民間団体を支援するため、女性相談支援センターが主催する研修への参加や、他機関が主催する研修会等への参加を支援するなど、支援に関わる人材の養成や、民間支援団体のスタッフの資質の向上に対して必要な支援を行います。
- ・民間団体からの相談に応じ、必要な情報を提供するなどの支援を行うとともに、民間支援団体が持続的な活動を可能としていくための運営に係る助言や指導等のサポートを行います。
- ・「家庭における暴力防止等協議会」や「支援調整会議」等への招請等を通じ、民間団体と関係機関との連携を強化していきます。
- ・国からの各種の調査報告書や関連する施策に係る通達等を含め、様々な情報及び資料を民間支援団体へ提供していきます。

【 施策の方向2 市町村における支援の充実 】

現状と課題

- 市町村は、DV防止基本計画、困難女性支援基本計画の策定と女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターの設置について努めるものとされています。
- 計画については41市町村が策定していますが、配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村はありません。また、市町村単位でのDV防止協議会の設置については、31市町村(2022年10月現在)が設置しています。
- 各市町村における、DV防止基本計画及び困難女性支援基本計画の策定とDV防止協議会及び支援調整会議、女性相談支援員や配偶者暴力相談支援センターの設置を促進することにより、相談、支援を効果的に推進し、充実させていくことが求められます。

主な取組

■ 市町村「困難女性支援計画」等策定の促進

- ・必要な情報提供や助言を行うなど、全市町村にDV防止基本計画及び困難女性支援計画が策定されるよう、働きかけます。

■ 市町村「DV防止協議会」及び「支援調整会議」設置の促進

- ・各市町村単位で関係機関との連携を目的に、全市町村にDV防止協議会及び支援調整会議が設置されるよう、働きかけます。

■ 市町村「配偶者暴力相談支援センター」設置の促進

- ・設置に向けたノウハウを提供するとともに、相談件数、緊急一時保護事業の実施状況を勘案し、市町村において配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかけます。

■ 県における相談体制の強化(再掲)

- ・女性相談支援センターに市町村への助言を行う人員を配置します。

■ 関係機関担当者の資質向上(再掲)

- ・各関係機関や民間団体で相談や支援にあたる職員等に対し、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実際の業務に直結する研修を継続的・計画的に実施します。また、他機関が実施する研修等への参加についても支援をすることにより、幅広い知識や技術等を習得するための機会を提供します。
- ・女性相談支援センターが主催する研修では、社会情勢等にも配慮した内容とし、受講者の知識・経験の習得状況に応じた研修を実施することで、相談や支援にあたる職員等

一人ひとりの資質向上を目指します。

- ・相談、支援にあたる者のバーンアウトや代理受傷などの精神的な負担を軽減するため、スーパービジョンなどを通じて心のケアに努めます。

■ 二次被害防止のための研修の実施(再掲)

- ・一番身近な窓口である市町村をはじめ、福祉事務所、保健所、警察署、男女共同参画
- ・女性のための総合的な施設などの職務関係者に対し、研修会等を通じて二次被害を発生させないよう周知します。

■ 市町村「相談支援員」への研修実施

- ・市町村「相談支援員」向けの研修を行い、市町村を支援します。

【 施策の方向3 良質な支援につなげるための苦情処理体制整備 】

現状と課題

- 本県では、一時保護所入所者へのアンケート調査を実施し、要望・苦情等があった場合には対応を検討し改善に努めています。
- 支援対象者への二次被害はあってはならないことですが、万が一発生し、支援対象者からの苦情の申し出があった場合には、支援対象者の処遇の向上と支援者のレベルアップを図るためにも、組織として苦情を受け付け、第三者機関の設置検討を含めた苦情処理体制の整備が必要です。
- 特にDV被害者からの苦情については、DV防止法第9条の2において、DV被害者の保護を行う関係機関は、DV被害者から保護に関する苦情の申し出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努めるものとされており、対応結果について、可能な限り申し出たDV被害者に説明するとともに、必要に応じ職務執行方法の改善に努めることが必要です。
- 本県では、条例に苦情に対する体制について明示するとともに、「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会※1」の中に苦情処理部会を設置して、体制を整備しています。
- 今後も、県民に対して、より広く苦情処理制度について周知していく必要があります。

主な取組

■ 苦情処理体制づくり

- ・現在、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」第 18 条の規定に基づき、男女共同参画に関する苦情等に対応しています。支援対象者が各機関における苦情対応に納得がいけない場合には、この制度を活用して苦情の申し立てができることを周知します。
- ・一時保護委託施設や民間支援団体における苦情処理体制についても、公的機関に準じた体制の整備を働きかけます。

※1 「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」とは、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」(2003年岐阜県条例第49号)第20条により設置された知事の諮問機関です。

第4章 計画の推進体制と役割分担

1 推進体制

有識者や公募委員で構成される「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」において、本計画への取り組み状況を随時確認していただき、本計画の変更など必要な事柄についてご意見をいただきます。

そのご意見をふまえ、「岐阜県家庭における暴力防止等協議会」及び「支援調整会議」において、施策の実施状況を検証し、施策に反映します。

2 役割分担

■ 県

様々な分野にわたる施策を結びつけ、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、市町村、民間団体等の取り組みを支援します。

■ 市町村

住民にとって一番身近な自治体として、実情に応じた取り組みを推進します。

■ 民間団体

県や市町村等関係機関と連携を図り、より積極的に支援活動を推進します。

第5章 基本目標

項目	現状	目標数値 (目標年度)	計画終期の 目標数値 【参考】
DV予防教育の受講者数(累計)	10,089人 (2019 ～2022年度)	15,000人 (2024 ～2028年度)	—
女性相談支援センターによる市 町村向け助言実施件数	—	年50回以上 (2028年度)	—
市町村担当職員向け 研修会受講者数(累計)	—	250人以上 (2024 ～2028年度)	—
連携する民間団体数	2団体 (2022年度)	6団体以上 (2028年度)	—
DV被害について、誰にも相談し なかった割合	60.9% (2022年)	50%以下 (2027年度)	47.8% (2028年度)

參考資料

平成十三年法律第三十一号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の

効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
 - 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされ

ることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の周辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の周辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
 - 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対

する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この

場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたとき

は、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立て

に関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条 第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条 第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面

	又は電磁的記録その他これに類する書面 又は電磁的記録	その他これに類する書 面
第百五十一 条第二項 及び第二 百三十一 条の二第 二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情 報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条 第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、 電子調書（期日又は期日外における手 続の方式、内容及び経過等の記録及び 公証をするためにこの法律その他の法 令の規定により裁判所書記官が作成す る電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条 第三項	前項の規定によりファイルに記録された 電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条 第四項	第二項の規定によりファイルに記録され た電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条 の二第一 項	前条第二項の規定によりファイルに記録 された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条 の二第二 項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条 第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記 録された事項若しくは同項の記録媒体 に記録された事項	事項
第二百五 条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに 記録された事項若しくは同項の記録媒 体に記録された事項	事項

第二百三十一 条の三 第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一 条第四 項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者

第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八

十三條の改正規定、同法第百八十九條の改正規定及び同法第百九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第一百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二條の改正規定、第九十一條の規定、第百八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第百九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

令和四年法律第五十二号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三百九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

る。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

い。
(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。）
- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条

第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合に

において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに
困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画

2024年3月策定

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
TEL 058-272-1111 (代) FAX 058-278-2644